上峰町重層的支援体制整備事業に伴う移行準備委託事業公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月20日

上峰町健康福祉課

　上峰町は、上峰町重層的支援体制整備事業に伴う移行準備委託事業を実施するに当たり業務全般に関して最も優れた企画力、技術力、実施体制、実績を持った事業所をプロポーザル方式により以下の要領で公募する。

１　目的

　上峰町が、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業であり、本事業を実施することで、町民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる仕組みをつくり、地域住民が主体となって活動できるまちを目指すことを目的とする。

２　業務概要

(1)業務名　　　　　　重層的支援体制整備事業に伴う移行準備委託料

(2)業務内容　　　　　仕様書のとおり

(3)履行期間　　　　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

(4)業務の履行場所　　上峰町内

(5)契約形態　　　　　随意契約

(6)委託料上限額　　　１６,９００，０００円（非課税）

　　　　　　　　　　 ※本事業は社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業にあたり消費税法第6条第1項（別表第一）により非課税となる。

３　参加資格要件

　プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1)地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続が開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3)公募開始の日以前６ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。

(4)本町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(5)自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

　①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　③暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

(6)募集目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施が可能なノウハウや実

　 施体制を確立していること。

(7)令和６年４月１日に円滑に事業が開始できること。

４　プロポーザルのスケジュール及び実施方法

　参加者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション形式の提案後に審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

(1)スケジュール

　公募開始　　　　　　　　　令和５年１１月２０日（月）

　質問書受付締切　　　　　　令和５年１１月２９日（水）１２時まで

　プロポーザル参加申込締切　令和５年１２月８日（金）１７時まで

　企画提案書等提出締切　　　令和５年１２月１５日（金）１７時まで

　審査日　　　　　　　　　　令和５年１２月２１日（木）

　契約候補者決定　　　　　　令和５年１２月下旬

(2)質問の受付及び回答

　募集に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

①提出書類　質問書（様式１）

②受付期間　令和５年１１月２９日（水）１２時まで

③提出先　　〒849-0123　佐賀県三養基郡上峰町大字坊所３８３番地１

　　　　　　　 上峰町　健康福祉課　福祉介護係

　　　　　　　 TEL：0952-52-7413　FAX：0952-52-4935

　　　　　　　 Mail：kenkou@town.kamimine.lg.jp

④提出方法　持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

⑤回答　令和５年１２月４日（月）１７時までに質問者へ個別に回答する。

(3)プロポーザルへの参加申込

①提出書類

　　ア　プロポーザル参加申込書（様式２）

　　イ　団体概要及び実績（様式３）

　　ウ　業務経歴書（様式４）

　　エ　誓約書（様式５）

②受付期間　令和５年１２月８日（金）１７時まで

③提出先　　上記４の(2)の③に同じ

④提出方法　持参または郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）

⑤提出部数　各１部

(4)企画提案書等の提出

　①提出書類

　　ア　企画提案書（任意様式）

　　　ⅰ)記載事項

　　　　　・業務仕様書の業務を効果的に実施するための具体的な提案

　　　　　・総括責任者、実施体制、要員

　　　　　・業務フロー

　　　　　・活用可能な媒体・ネットワーク・ノウハウ

　　　　　・その他有用と思われる提案

　　　ⅱ)作成方法等

　　　　　・用紙のサイズはA4版とする（図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能）。

　　　　　・提案する企画に係る費用の総額は、上記２の(6)の予算上限額を超えないものとすること。

　　イ　見積書（任意様式）

　　　　　・費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

　②受付期間　令和５年１２月１５日（金）１７時まで

　③提出先　上記４の(2)の③に同じ

　④提出方法　持参または郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）

　⑤提出部数　６部（正本１部、副本５部）

(5)プロポーザルの実施

　①日　　時　令和５年１２月２１日（木）

　②場　　所　上峰町庁舎（佐賀県三養基郡上峰町大字坊所３８３番地１）

　③実施方法　参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。１団体についてのプレゼンテーションの時間は６０分程度（説明３０分・質疑応答３０分程度）とし、参加人数は３名までとする。

　④その他　・プレゼンテーションにあたっては、本町がプロジェクター及びスクリーン等を用意するので、使用する場合、当日USBメモリー等でデータを持参すること。

・時間及び会場については、令和５年１２月１８日（月）１３時までに、様式２の書類送付等連絡先へ案内する。

・新型コロナウイルス感染症の拡大等により対面形式でのプレゼンテーションが困難となった場合、WEB形式での参加も可とする。ただし、プレゼンテーション前日までに接続テスト等で動作に支障がないことが確認できた場合についてのみ認める。

(6)審査

　審査員が、本町が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。なお、

必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

①審査項目　別紙「企画提案書審査基準」のとおり

　②結果通知　すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

(7)その他

　①提案者が一者のみであっても、プレゼンテーションは実施するものとする。

　②プロポーザル審査の結果、別途町で定める基準を満たす者がいない場合は、契約候

補者を選定しないものとする。

③審査員が本件の審査に関し提案者と利害関係を有する場合は、審査員から除外する。

④災害対応等でやむを得ずプレゼンテーションの実施を開催通知日時に開始できなくなった場合は、再度日時を調整する場合がある。

５　契約に関する事項

(1)契約候補者

　当町は、審査において最優秀者として決定した者を、本業務に係る契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

　①契約候補者が、プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき

　②契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき

　③その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2)契約金額

　契約金額は、上記２の(6)の予算上限額を超えないものとする。

(3)契約内容及び実施条件

　①本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部について変更を求めることがある。

　②企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により当町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4)再委託の禁止

　本業務を再委託することは原則認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、書面によりあらかじめ当町の承諾を得るものとする。

(5)契約保証金

　　上峰町財務規則による。

６　その他留意事項

(1)提出された書類は返却しない。

(2)提出する企画提案書は、参加者１者につき１提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。また、複数による共同での提案の場合は、代表者を定めて１提案とする。

(3)プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(4)虚偽の記載をしたプロポーザル参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は受注事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(5)提案に際して、受注事業者として採用されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

(6)公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

(7)プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに７の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

(8)本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において令和６年度予算案の否決または本プロポーザルに係る予算の減額があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合があり得るものとする。なお、その場合、町は一切の責任を負わない。

７　問い合わせ先

〒849-0123　佐賀県三養基郡上峰町大字坊所３８３番地１

　　　　　　　上峰町　健康福祉課　福祉介護係

　　　　　　　TEL：0952-52-7413　FAX：0952-52-4935

　　　　　　　Mail：kenkou@town.kamimine.lg.jp

別紙「企画提案審査基準」



【審査基準】

　　評価点数は、最高120点とする。